



《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分~午後3時

※来庁前に役場(日直)に電話連絡してください。

☎79-2111 (休日の連絡先)

藤里町に一統計 4,000 人口: 3, 207 (-7)男:1,540 (+1)女:1,667 (-8)世帯: 1,355 (-3)☆8月31日現在・()内は前月比 出生:0人・死亡:7人・転入:6人・転出:3人 交通死亡事故ゼロ 無火災 67日 571日 (令和元年9月20日現在)

77-05N-N~!

2020年4月1日から原則屋内は禁煙が義務付けられます。

※「喫煙専用室」や「経営規模が小さい飲食店における喫煙可能室」を除く屋内(事務所、工場、営業所など)は禁煙となります。

※中小企業の事業主が、喫煙専用室、屋外喫煙所、換気装置等の設置などの対策を行う場合には、100万円を上限として、飲食店を営んでいる事業所は費用の3分の2を、それ以外の事業所は費用の2分の1を助成する受動喫煙防止対策助成金制度があります。

詳しくは秋田労働局健康安全課までご照会ください。

【お問い合わせ先】秋田労働局健康安全課

2018-862-6683

夜間人権特設相談所の開設

いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題、困りごとを抱えている方は、お気軽にご相談ください。

【日 時】10月1日(火) 午後6時~午後9時

【場 所】開発センター 1階 和室

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

【地域の人権擁護委員】

◇佐々木 明 美さん (川原町)

◇石 岡 重 幸さん(中 町)

◇齊 藤 忠 安さん(根城岱)

《こちらもご利用ください》

みんなの人権110番 **☎**0570-003-110 法務局能代支局 **☎**54-4111

※いずれも利用できる日時は、平日午前8時30分 ~午後5時15分です。

農繁期の火の取り扱いにご注意を!

間もなく稲刈りの時期を迎えます。この時期は空気が乾燥し火災が起こりやすくなります。

- 1 外出の際は必ず火の元を確認しましょう。
- 2 気象状況により、屋外で火の使用を控えましょう。
- 3 ガソリン、軽油、灯油の貯蔵や取り扱いに注意しましょう。

【お問い合わせ先】

*

*

_ *

*

*

二ツ井消防署 藤里分署 **☎**79-1119